

○財務省告示第三百三十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年九月二十七日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年十月十日

財務大臣 城島 正光

一	名称及び記号
二	発行の根拠 法律及びその の条項及びそ の振替法の適 用等
三	発行方法
四	募入決定の 方法
五	発行額
六	払込金額

利付国庫債券（十年）（第二百九
十三回、第二百九十四回及び第
二百九十五回）及び利付国庫債
券（二十年）（第五十一回及び第
九十八回）
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
利回り格差（第十七号に規定す
る利回りに応募した者が加算す
る数値をいう。次号において同
じ。）を競争に付して行われる入
札による発行
各申込みのうち利回り格差の小
さいものからその応募額を順次
割り当てる。
額面金額で二千九百九十九億
円
三千二百五十三億二千百九十八
万六千円

二十 払込期日 平成二十四年九月二十七日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十年) 第三回	一・八%	平成二十三年六月二十日	二千四百四十億円
利付国庫債券 (第十年) 第四回	一・七%	平成二十三年六月二十日	二千四百四十億円
利付国庫債券 (第十年) 第五回	一・五%	平成二十三年六月二十日	二十四億円
利付国庫債券 (第十年) 第六回	二・〇%	平成二十三年六月二十日	四十三億円
利付国庫債券 (第十年) 第七回	二・一%	平成二十三年九月二十九日	四十八億円